

第4回住民基本台帳ネットワークシステム専門調査会 会議要旨

- 1 日時：平成23年5月20日（金）16時30分～18時30分
- 2 場所：総務省 共用1001会議室
- 3 出席者：大山永昭（東京工業大学教授）、石江夏生利（筑波大学准教授）、井堀幹夫（東京大学高齢社会総合研究機構客員研究員）、太田匡彦（東京大学大学院教授）、小尾高史（東京工業大学准教授）、須藤俊明（財団法人藤沢市産業振興財団常務理事）、浜本三千夫（財団法人地方自治情報センター教育研修部長）、林知更（東京大学社会科学研究所准教授）、舟橋要（東京都新宿区戸籍住民課長）、山戸康弘（大分県企画振興部統計調査課長）
- 4 オブザーバー：手塚悟（東京工科大学教授）、松尾明（公認会計士）
- 5 議題
 - ・ 社会保障・税に関わる番号制度及び国民ID制度に関する議論を踏まえた住民基本台帳ネットワークシステム等のあり方について

<議事の概要>

- ・ 事務局から上記議題について資料の説明が行われた。
 - ・ その後、意見交換が行われた。
-
- 情報連携基盤を通じて情報保有機関に対し、IDコード・リンクコードを介して4情報の異動等失効情報を通知し、情報保有機関は必要に応じて、当該者の情報を住基ネットに対し照会することとしてはどうか。
 - 4情報が「番号」と同等のマッチングキーにならないか。
 - 情報保有機関がリアルタイムで最新の4情報を持つことは想定されないので、4情報がマッチングキーになるわけではないのではないか。
 - システム合理的には、すべての情報保有機関の有する4情報が同期化されていることが望ましいが、個人情報保護の観点からは、情報保有機関の行政目的で必要がない場合にまで常に同期をとるのは問題があるのではないか。
 - 「番号」のみで4情報を照会することは、国民総背番号制につながるのではないか。
 - 事務の効率性を高めるため、指定情報処理機関が「番号」生成機関を担うこととすれば、情報保有機関は、「番号」及び4情報により、本人確認及び「番号」確認を同時に行うこととするべきではないか。
 - ICカードの導入を考えれば、次期住基カードの発行は見直すべきではないか。
 - シリアル番号を持てる民間事業者は、行政機関と同等の非営利性や法適合性を担保できる機関に限定するべきではないか。

- 電子証明書の提供を受けることを禁止することは困難であり、電子証明書の目的外利用を禁止する必要があるのではないか。その際、「番号」と同等に、電子証明書のシリアル番号の目的外利用を禁止するべきではないか。
- 「番号」やIDコードの基幹的なコードとなる住民票コードの安全性を確保するためには、個人に通知しない方がよいのではないか。

<文責：事務局>